

取締役選任合意の法的拘束力とその内容

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 5 月 17 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（ワ）第 13320 号
【事 件 名】 株主総会において取締役選任議案に賛成の意思表示を求める事件
【裁 判 結 果】 請求棄却（控訴）
【参 照 法 令】 会社法 329 条
【掲 載 誌】 金判 1569 号 33 頁

LEX/DB 文献番号 25563511

事実の概要

1 F（Cの祖父、被告Yの曾祖父）は昭和5年頃、ビルを建設してこれを賃貸する事業を開始するにあたり、当該ビル（以下、「旧ビル」という）の敷地を所有していたB（原告X₁の父であり、原告X₂の祖父）と、Bが借地権と旧ビル建築資金の一部を提供し、Fが残りの建築資金を調達すること、完成後の事業経営はFが行うこと、旧ビル持分は2分の1ずつの共有とすること等を合意した。BとFは、戦後、旧ビルのテナントの1人であったDから資金を得ることになった。昭和23年1月5日、B・F・Dは、BとFが旧ビル及びその敷地の各持分権3分の1をDに譲渡することとし、Dはそれについての代金を払う旨の合意がなされた（以下、「昭和23年合意」ということがある）。当該合意は、旧ビル及びその敷地を現物出資とする資本金300万円の株式会社をFとBが設立したときは、Dはその支払った代金額の総額に対する割合に応じてその株式を取得すること、当該会社設立の場合は、F、B及びDは、当該会社の取締役となり、永久に当該会社の繁栄を計ること、などを内容とするものであった。

2 昭和23年4月7日に株式会社A（以下、「A社」という）が設立され、発行済株式総数は6万株であり、Dは2万株を取得した（Bは約2万株、Fは約1万8千株を取得した）。上記合意にもかかわらず、DがA社の取締役に就任することはなかった。

3 昭和28年7月頃、昭和23年合意時にFとBの代理人を務めていた弁護士は「契約締結趣旨書」と題する書面を作成した。それによると昭和23年合意にある「永久ニ該会社ノ繁栄ヲ計ルコトヲ互ニ承認ス」について、「此語あるを以て取締役たることが永久に確保されると解するものあらば思はさるも甚しきものである。それは個人間の契約を以て会社法上自由公正に行使さるべき議決権を永久に拘束する〔中略〕定めであって法律家である小生等が斯る契約を締結する筈もなく、現に其様な意図は全然存しなかった」。「故に右参名が相互に取締役と為る権利を有し取締役とする義務を負担するのは〔中略〕会社設立の場合のみであって其後には全然及ばない」（〔 〕内は評釈者によるもの。以下同じ）という。また、昭和29年頃にA社の代表者であったUは裁判所宛ての上申書において、昭和23年合意の趣旨について、取締役となることの個人間の約束にすぎず、本件会社の設立時は措くとしても、その後の株主総会における議決権の行使を拘束するものではない旨述べていた。

4 昭和45年頃、旧ビル建て替え（以下、建て替え後のビルを「新ビル」という）に関して、B・C間に対立があり、DがCの方針に賛成したため、B・C・D間で、昭和47年2月24日、「契約書」と題する書面が取り交わされた（以下、「昭和47年契約書」ということがある）。同契約書には、新ビルの所有区分や新ビル建築の方向性に係る条項のほか、A社は「取締役を改選し、B、C、E（Dの代理人）の三名を新取締役に選任する」、A

社の取締役については今後「我々三名（その指名された者を含む）を互選する事に定めた」（以下、同契約書中取締役選任に係る部分を「本件取締役選任合意」という）、「今回定めなかった事項は前回の契約を基にして、その都度、上述の3名の取締役で協議してすすめてゆく」（以下、「将来協議条項」という）との記載があった。

5 A社は昭和57年10月19日、株式併合により発行済株式総数が300株となり現在に至る。A社株式について、 X_1 が71株、 X_2 が29株、Cが直接間接に株主である株式会社H商會が121株保有している。Cが保有していた同社株式79株は、Cが平成30年2月17日に死亡する以前に、CからY（Cの長女）に信託譲渡された。

6 平成25年初頭のA社役員構成は、代表取締役C、取締役にC関係者2人、D関係者1人、B関係者1人であった。平成25年6月13日、 X_1 とYはA社の取締役に選任されたが、 X_1 は平成26年6月12日、A社の臨時株主総会における取締役解任決議により取締役を解任された。その後、同決議を無効とする判決が確定し X_1 は取締役に復帰したが、平成27年5月1日に開催されたA社の定時株主総会においては取締役に選任されなかった。

7 $X_1 \cdot X_2$ は、CからA社株式の信託譲渡を受けたYは、BからA社株式を相続等により承継したXらとの間で、昭和47年契約書における本件取締役選任合意上のBの地位を承継した X_1 を、A社の取締役に選任するよう議決権行使する義務を負うと主張して、Yに対し、本件取締役選任合意に基づき、A社が今後開催する X_1 を取締役に選任する議案が提出された株主総会において、同議案に賛成する旨の意思表示をすることを求めた。主な争点は、1. 本件取締役選任合意は法的拘束力を有するか、2. 本件取締役選任合意の趣旨及び効力である¹⁾。

判決の要旨

請求棄却（控訴）。

1 争点1

「本件取締役選任合意は、〔A社〕が新ビルを建

築しようという場面において、新ビルに係る権利関係を確認した上で、その建築等を新たな取締役の下で促進すべく締結した契約書の中で、取締役の人選について具体的に定めたものであるから、法的拘束力を有するものと解するのが相当である」。

2 争点2

(1) 「本件取締役選任合意は、〔A社〕が新ビルを建築しようという場面において、新ビルに係る権利関係を確認した上で、新たな取締役の下でその建築等を促進すべく締結した契約書の中に置かれたものであることを」考えると「BやCが、新ビルの建築が完了し、その賃貸事業が長期間にわたって行われた後、それぞれの相続人の代に至った段階での本件会社の利益分配をも意識して、Q家とR家とから少なくとも1名ずつの取締役を選出する趣旨で本件取締役選任合意をしたとは解し難い」。

(2) むしろ、将来協議条項等があることを考えると「本件取締役選任合意は、B、C及びDが暫定的に合意したものと解するのも十分に可能である」。

(3) 事実の概要3で述べた昭和23年合意の趣旨（弁護士作成の「契約締結趣旨書」及びUの上申書の内容）は、A社設立の際のF・B・Dの合意についてのものであるが、昭和23年合意と本件取締役選任合意は、「いずれも〔A社〕の取締役選任についての合意である上、FがCに代わったことを除くと当事者は同一であることに照らすと、有意な事情の変更がない限り、本件取締役選任合意は〔昭和23年合意〕と同様の位置付けのものと解するのが相当である。そして、本件取締役選任合意について、〔昭和23年合意〕と異なり、それぞれの相続人の代に至った段階においてもなお、Q家とR家とから少なくとも1名ずつの取締役を選出するべく、株主総会における議決権の行使を拘束する趣旨であることを裏付けるような有意な事情の変更は認められない」。

判例の解説

一 本判決の意義²⁾

本判決は、抽象的には、①ある株主間合意について法的拘束力があると認めた点、②当該株主間

合意の解釈として、原告が主張するような内容を有する取締役選任合意であったとはいえないとした点について意義を有する。②については、合意当事者が合意内容の拘束期間についてどのように考えていたかが一応問題となっているといえる。したがって、これに関する裁判例であるかが問題になる。また、②について裁判所は、本件取締役選任合意及びその前身ともいうべき昭和23年合意形成前後の事情を認定しており、これに基づいて当該期間における合意当事者の当時の意思を推認しており、事例判断といえる。また本事案には、少数株主を経営陣から排除したという側面があるとみることできる。さらに、判決で直接扱われているわけではないが、株主間契約当事者の地位と相続の関係³⁾、議決権拘束契約の履行強制の可否、という関連論点もある。本判決は履行強制の可否の問題に入るまでもなく請求を棄却しているが、視点を変えて、本件の原告の請求の仕方です請求認容判決が書けるかと考えてみれば、裁判官としては難しい面もある。このため、本判決が扱っていない履行強制の可否の問題についても簡単に言及する^{4) 5)}。

二 株主間契約・議決権拘束契約とその効力

1 「『株主間契約』とは、一般に、会社の株主相互間で締結される契約を総称したものであるが、確立した定義が存在するわけではない」といわれる⁶⁾。そして、「議決権行使に関わる契約は契約当事者である株主の利益の確保を保障する契約というその重要性のゆえに、議決権拘束契約は株主間契約の典型とされ、株主間契約の議論の中心をなすものである」⁷⁾。しかし、「会社の出資・管理運営等に関する本来的な株主間契約を問題とする」公表裁判例（すなわち従業員持株会関連の裁判例を除く）は「数例」しかなく⁸⁾、東京地判昭56・6・12（判時1023号116頁）、東京高判平12・5・30（判時1750号169頁。第一審である東京地判平11・10・12判時1750号175頁含む）、名古屋地決平19・11・12（金判1319号50頁）の3件に言及するものが多い。

株主間の議決権拘束契約について、戦前の学説は無効と解するものが多かったが⁹⁾、現在の学説はその有効性を認めるのが一般的である¹⁰⁾。裁判例も議決権拘束契約の有効性を承認しているとされる¹¹⁾。本判決もこれらを前提にしているの

であろう。

2 議決権拘束契約が長期にわたる場合その有効性はどうなるか、という問題がしばしば論じられる。上記昭和56年判決は、経営権をめぐる紛争に関する裁判外の和解において原告と被告の二人を代表取締役に出出するとの合意が問題となった事案について、「これはせいぜい、いわゆる紳士協定といわれるものではないかと思われるし、かりに契約上の厳格な義務を定めたものであるにしても」その後15年も後において右約束に法的拘束力を認めることは相当でないと述べている。また、上記昭和56年判決は、原告・被告を「代表取締役に選出するというのは、当時生じていた前記紛争をその時点において解決するための方策であって、暫定的な義務を定めたにすぎないとみるのが相当である。かりに、当事者間で将来に及ぶものと約束したとすれば、法が」「取締役の任期につき2年を超えることができないと定めている」趣旨に反し、「約束自体の効力が問題とされなければならない」とする¹²⁾。上記平成12年判決は「約18年間の長きにわたって議決権の行使に拘束を加える右の約束は、議決権の行使に過度の制限を加えるもので、その有効性には疑問があり、相当の期間経過後は当事者は拘束されないと述べたうえで、その相当期間は長くても10年を経過した時点だとする。上記平成12年判決のこの部分については批判が多い¹³⁾。

3 本判決が、「本件取締役選任合意は、B、C及びDが暫定的に合意したものと解するのも十分に可能である」と述べた部分は、上記昭和56年判決と共通するものであり、上記平成12年判決と同様に「議決権行使拘束契約の拘束力がいつまでも存続すると解することは当事者の意思に必ずしも合致しないと考えたのであろう」という指摘がある¹⁴⁾。これについては、本件では40年以上B関係者・C関係者が役員に選任されていたようであり、これをどう考えるのかという問題がある。本件取締役選任合意はその時点の対立をおさめるための合意であって（その意味で上記昭和56年判決と共通する）、当事者はそもそも将来の拘束力についてそれほど考えていなかった合意であるとみることできる（昭和23年合意の趣旨とされるものを本件取締役選任合意についても「同様の

位置付けのものと解するのが相当」とした部分¹⁵⁾。他方で、本判決は争点2について、Xらの主張に対して、本件取締役選任合意はそのような内容の合意ではない旨述べる形を取っており、それ以上のことは述べていないともいえる。以上をあわせると、本判決は、株主間契約の拘束期間の限界を述べたとされる裁判例とは異なる事例と読むべきではないだろうか。

三 議決権拘束契約の履行強制の可否

この論点については、伝統的には履行強制を認めない見解が多かったが、事例類型的な研究がなされるとともに、履行強制を認める見解が増えた¹⁶⁾。契約違反があった場合、契約当事者の一方は相手方に対して損害賠償請求できることは争いがない。損害賠償請求以外の救済については、契約違反の議決権行使により成立した決議は定款違反と同視して取消しの対象となり得ること、契約に従った議決権行使をしない株主がいる場合に他の契約当事者が意思表示に代わる判決（平成29年法律第44号による改正前民法414条2項但書、令和1年法律第2号改正前民執174条1項）を求めることは契約内容が明確であれば可能であると解すべきこと（間接強制が可能とする見解もある）、仮の地位を定める仮処分として履行強制が可能である（民保23条2項）、等主張されている¹⁷⁾。

議決権行使禁止に比べて議決権行使を命じる判決は一般的ではない。上記平成19年決定にみられるように、裁判所は履行強制に否定的・制限的なものかもしれない。総会決議の効力を争う、または損害賠償を求めていれば、また異なった判断がなされていたかもしれない。それで問題の解決になるかは別問題である。

●——注

- 1) これ以外にも、争点3「本件取締役選任合意に基づき、意思表示を命ずる判決を求めることができるか」、争点4「争点1ないし3について原告らの主張が認められる場合、本件訴えは当事者適格を欠くものか」がある。
- 2) 先行評釈として、弥永真生・ジュリ1535号（2019年）2頁がある。
- 3) 相続は包括承継なので契約当事者の地位は当然に相続人に承継されると考えることもできるし（反対に一身専属的であるとも考えることも一応できる）、閉鎖会社の株主間契約を組合契約に類似するものとして、組合と同様に当事者が死亡した場合には相続人に（当然には）承継

されないと考えることも理屈上はできる。本判決がどのように考えていたのかは明らかではない。

- 4) 株主間合意（契約）の事例といっても、本件で問題になっているのは、現代の上場企業間のJVやスタートアップ企業においてみられるようなものではないことに注意が必要であろう。森田果「株主間契約（一）」法協118巻3号（2001年）403頁、414頁参照。
- 5) 本件取締役選任合意のようなものは、現在の会社法のもとでは種類株式である程度実現できるかもしれない（会社法108条1項9号）が、不明な点もある。田中亘「議決権拘束契約についての一考察——特に履行強制の可否に関して」岩原紳作ほか編集代表『会社・金融・法（上巻）』（商事法務、2013年）220頁参照。
- 6) 戸倉圭太ほか「株主間契約・合併契約」内田貴＝門口正人編集代表『講座 現代の契約法 各論2』（青林書院、2019年）232頁。
- 7) 稲庭恒一「判例にみる株主間契約」『明治大学法学部創立百三十周年記念論文集』（2011年）63頁。また、江頭憲治郎『株式会社法（第7版）』（有斐閣、2017年）339頁注1。
- 8) 稲庭・前掲注7）61頁。
- 9) 松田二郎・大隅健一郎などが論者として挙げられるが（杉本泰治『株式会社生態の法的考察——株主間契約の機能と効力』（勁草書房、1988年）177頁以下参照）、両者が念頭に置いていたのは企業集中・企業結合の手段としての議決権拘束契約であり、閉鎖会社よりも公開会社の利用を考えていた。森田・前掲注4）408～409頁。
- 10) 例えば江頭・前掲注7）339頁。
- 11) 田中・前掲注5）220頁。なお稲庭・前掲注7）80頁は、上記昭和56年判決と上記平成19年決定はその傍論において株主間契約の効力に言及したに過ぎず、これを本論で言及するのは上記平成12年判決のみであるとす。次注も参照。
- 12) ただし、同判決の契約の有効性を疑問視している部分は傍論であると指摘されている。森田果「株主間契約（六・完）」法協121巻1号（2001年）61頁注229。
- 13) 上記平成12年判決に対する学説の整理については稲庭・前掲注7）72～74頁参照。
- 14) 弥永・前掲注2）3頁。
- 15) 暫定的とはどの程度の期間なのかという問題がある。世代を超えないという趣旨であろうか（これは明らかではない）。
- 16) 学説の展開については、森田・前掲注4）410～413頁、森田論文以降の裁判例・学説については田中・前掲注5）233頁以下参照。
- 17) 江頭・前掲注7）340頁注2、田中・前掲注5）233頁。

*脱稿後、船津浩司「判批」法教469号（2019年）137頁に接した。